

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年5月27日付けで提起した審査請求（総第53号。以下「本件審査請求」という。）に係る、令和3年2月25日付けで大田市長（以下「実施機関」という。）が行った行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、大田市情報公開条例（平成17年大田市条例第10号）第6条第1項に基づく「昭和60年度から令和2年度までに市県民税申告書提出者で、青色申告特別控除を申告した人数を年度毎に」記載した文書（以下「本件文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件文書を開示するよう求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関の職員に口頭で件数を質したところ、「1件です。」との回答があった。
- (2) 青色申告特別控除は実施機関の判断で認められるものではなく、税務署への確認が不可欠であるから、確認を求める書類があるはずである。
- (3) よって実施機関が本件処分の理由としている「行政文書不存在」はありえない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のよう説明している。

#### 1 審査請求人の主張について

- (1) 職員が口頭で件数を回答したとの主張については、協議記録に記載がないため不知。
- (2) 青色申告者であることの税務署への確認を書類により求める必要はないので、そのための文書は作成していない。税務署への確認は電話等で日常的に行うため、逐一電話録取等の文書で記録を残すことはしていない。
- (3) 年度毎の対象人数を把握する必要はなく、文書は作成していない。

## 2 本件処分内容及び理由

本件処分は、審査請求人から請求のあった「青色申告特別控除を申告した年度毎の人数」を記録した文書が存在しないため、「行政文書不存在」を理由に不開示処分を行ったものである。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

実施機関は、本件文書について、行政文書不存在を理由として本件処分を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、本件文書を開示するよう求めて審査請求したものである。

### 2 本件処分の当否について

本件処分の理由は「行政文書不存在」であり、これが事実と合致するかどうか問題となる。この点審査請求人は、①実施機関の職員が件数を口頭で回答したこと、②税務署への確認が不可欠であり、書類があるはずであること、を理由に、文書が存在するはずである旨主張している。これに対し実施機関は、①職員が口頭で件数を回答した旨の記録は残っていない、②税務署への確認は書類で行う必要はない、③年度毎の人数を把握することは必要でない、といった主張をしている。

当審査会としては、①口頭で職員が回答したかどうかについては双方の主張が食い違っているが、審査請求人の主張するとおり口頭で回答していたとしても、人数を記載した文書が存在すると直ちに認められるものではないこと、②税務署への確認をすべて書類で行うことは必要でないと考えられること、③実施機関としては、「市県民税申告

書提出者で、青色申告特別控除を申告した人数」を把握することは必要でないと考えられること、から、文書が存在しないとする実施機関の主張は合理的であり、正当であると考え。よって、第1のとおり答申する。

なお、審査請求書に「審査請求ができることの教示の有無及びその内容」が記載されておらず、審査請求人からの補正もなかったところであるが、弁明書に添付されている行政文書不開示決定通知書の写しによって教示があったこと及びその内容が確認できることから、審査請求書の記載不備をもって本件審査請求を却下することは形式的に過ぎると考える。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

令和3年6月14日	諮問書の受理（総第58号）
令和3年8月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和3年9月27日	審議

## 大田市情報公開審査会委員

氏名	役職等	備考
岩本浩史	大学教授	会長
金山孝治	弁護士	会長職務代理者
児島ミユキ	人権擁護委員	
松村浩	行政経験者	
柳井宗生	行政経験者	